

- 介護・福祉施設・養護老人ホーム等の施設入所の為、長期にわたり現住所から離れ住民票を分離したとき

提出書類

- ④国民健康保険法第116条の2該当届(様式第1号の4(A))
- 分離先の住民票原本(世帯全員記載のもの)
- 入所したことがわかる書類の写し
- 被保険者証、高齢受給者証(70～74歳)

- 入所が終了し組合員と同一の世帯に戻ったとき

提出書類

- ④国民健康保険法第116条の2非該当届(様式第1号の4(A))
- 住民票原本(世帯全員記載のもの)
- 被保険者証、高齢受給者証(70～74歳)

*各種申請書につきましては、各事業所にあります「規約・規程集」よりコピーしてご使用いただく、または組合ホームページ(<http://www.ka-z-kokuho.or.jp/>)にて書式をダウンロードのうえ、ご使用ください。

国保
からの
お知らせ

被保険者証の有効期限が 変更となります！

今まで被保険者証の有効期限は1年でしたが、平成29年10月更新分から有効期限が2年となりますのでご注意ください。

次回有効期限

平成31年
9月30日

被保険者証を紛失・き損(汚れ、破損)等した場合のお手続き

提出書類

- 再交付申請書(様式第1号の6)
- 申請人である組合員の身元確認書類
- き損した被保険者証

お願い



加入者の皆様が被保険者証を使用できるのは、資格喪失日の前日までです。

資格喪失日以降は税理士国保の被保険者証は使用できません。

無効となった被保険者証で医療機関を受診された場合、後日、かかった医療費を税理士国保へお返しいただくことになります。

資格喪失時には必ず被保険者証を返却いただきますようお願いいたします。

また、**事業主様は被保険者証の回収へご協力の程よろしく**お願いいたします。